

改 正 案	現 行
<p>（退職票の交付）</p> <p>第三条 所属庁等の長（<u>法第八条の二第一項に規定する各省各庁の長等</u>をいう。以下同じ。）は、退職した者が<u>法第十条第一項又は第二項の規定による退職手当（以下「基本手当に相当する退職手当」という。）</u>の支給を受ける資格を有している場合においては、別記様式第一による国家公務員退職票（以下「退職票」という。）をその者に交付しなければならない。</p> <p>（在職票の交付）</p> <p>第四条 所属庁等の長は、勤続期間十二月未満（国家公務員退職手当法施行令（以下「施行令」という。）第一条第一項各号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者については、同項第二号に規定する勤務した月が引き続き十二月を超えるに至らない期間とする。以下同じ。）の者が退職する場合においては、別記様式第二による国家公務員在職票（以下「在職票」という。）をその者に交付しなければならない。ただし、施行令第一条第一項各号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち<u>施行令第九条の九の規定に該当しない者が退職する場合</u>には、この限りでない。</p>	<p>（退職票の交付）</p> <p>第三条 所属庁等の長（<u>各省各庁の長等又はその委任を受けた者</u>をいう。以下同じ。）は、退職した者が<u>法第十条第一項又は第二項の規定による退職手当（以下「基本手当に相当する退職手当」という。）</u>の支給を受ける資格を有している場合においては、別記様式第一による国家公務員退職票（以下「退職票」という。）をその者に交付しなければならない。</p> <p>（在職票の交付）</p> <p>第四条 所属庁等の長は、勤続期間十二月未満（国家公務員退職手当法施行令（以下「施行令」という。）第一条第一項各号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者については、同項第二号に規定する勤務した月が引き続き十二月を超えるに至らない期間とする。以下同じ。）の者が退職する場合においては、別記様式第二による国家公務員在職票（以下「在職票」という。）をその者に交付しなければならない。ただし、施行令第一条第一項各号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち<u>施行令第九条の五の規定に該当しない者が退職する場合</u>には、この限りでない。</p>

(法第十条第一項に規定する総務省令で定める者)

第六条の二 法第十条第一項に規定する総務省令で定める者は、次のとおりとする。

一 法第五条第一項第二号に規定する者

二 法第八条の二第五項に規定する認定を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

三 (同下)

四 (同下)

五 (同下)

六 施行令第三条各号(第一号及び第二号を除く。)に掲げる者

(法第十条第一項に規定する総務省令で定める者)

第六条の二 法第十条第一項に規定する総務省令で定める者は、次のとおりとする。

一 定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廢職を生ずることにより退職した者

二 勤務していた官署又は事務所の移転により、通勤することが困難となつたため退職した者

三 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第七十六条の規定による失職(同法第三十八条第一号に該当する場合に限る。)又はこれに準ずる処分を受けた者

四 国家公務員法第七十八条第二号の規定による免職又はこれに準ずる処分を受けた者

五 公務上の傷病により退職した者

六 その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者